

競争入札設計図書等に関する回答書

令和3年2月18日

福島県知事 内堀 雅雄

工事番号	第 20-60015-0010 号												
工事名	導水管布設（複線化）工事												
質 問 事 項													
<p>1. 通水試験について、本工事内訳表の技術管理費の中で通水試験工・給水車不使用で300.0m(SZ1011施工第0-0143号)となっていますが、施工第0-0143号では、1m当たり1.0日となっています。さらに、二位代価（施工第0-0144号）では、1日あたり</p> <table><tr><td>施工 第0-0144号</td><td></td></tr><tr><td>通水試験工</td><td>1日</td></tr><tr><td>配管工</td><td>3.0人</td></tr><tr><td>普通作業員</td><td>3.0人</td></tr><tr><td>器具損料及び諸経費</td><td>20.00%</td></tr><tr><td>単位当たり</td><td>150,552</td></tr></table> <p>施工第0-0144号で1m当たり1.0日となる場合は、300.0mで45,165,600となります。連絡管・配水管とも同じ考え方で進めてよいか。</p>		施工 第0-0144号		通水試験工	1日	配管工	3.0人	普通作業員	3.0人	器具損料及び諸経費	20.00%	単位当たり	150,552
施工 第0-0144号													
通水試験工	1日												
配管工	3.0人												
普通作業員	3.0人												
器具損料及び諸経費	20.00%												
単位当たり	150,552												
回 答 事 項													
<p>1. 施工第 0-0144 号では通水試験 1 日当りの単価を算出しておりますが、施工第 0-0143 号及び施工第 0-0145 号 3 行目で通水試験工 1 日当りの単価を「1m 当り」の単価に換算しています。</p> <p>よって、ご質問にある 1m 当たり 1.0 日とはなりません。</p> <p>なお、換算方法は水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）の通水試験工のとおりです。</p>													